

宮城県森林審議会議事録

日 時：令和3年12月16日（木）
午後1時00分から午後3時00分まで
場 所：宮城県行政庁舎4階 庁議室

議 事

審議事項

- (1) 宮城南部地域森林計画の変更について
- (2) 宮城北部地域森林計画の変更について

報告事項

- (1) 森林保全部会の審議状況について
- (2) 森林保護部会の審議状況について

情報提供

- (1) スマート林業の推進について
- (2) 海岸防災林の保育管理等について

(1) 開会

◇司会【高橋部副参事兼総括課長補佐】

本日は年末のお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。会場には、新型コロナウイルス感染予防策のアルコール消毒液を設置しておりますので、適宜御利用願います。

それでは、ただいまから、「宮城県森林審議会」を開会いたします。初めに会議の定足数について御報告いたします。本日は委員10名の出席を賜っており、宮城県森林審議会規程第4条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立しておりますことを御報告いたします。

次に会議の公開について御報告いたします。本審議会は宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条の規定により、原則として公開とすることになっております。本日は非公開とすべき審議事項等はありませんので、公開で開催いたします。

続いて、お手元に配布している資料の確認をさせていただきます。資料は、「次第」、「出席者名簿」のほか、審議事項資料の「資料1」、報告事項資料の「資料2」、情報提供資料の「資料3」をお配りしております。資料の不足がありましたら、お申し出願います。

それでは、開会に当たりまして、水産林政部技監兼副部長の高橋から御挨拶を申し上げます。

(2) あいさつ

◇高橋技監兼副部長

本日は、年末の大変お忙しい中、宮城県森林審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。宮城県水産林政部の高橋でございます。開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、常日頃より、本県の森林・林業行政の推進に御支援・御協力を賜りまして、心よりお礼を申し上げます。さて、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、社会経済活動が停滞し、丸太の行き場を失うなど、本県の森林・林業・木材産業にも、大きな影響が及んでいるというところでございます。そして、今年度に入りますと一転し、急激な輸入木材の不足などにより、国産材を含め木材価格が急騰、いわゆる「ウッドショック」と言われる事態になりました。新型コロナウイルス感染症もやがて終息し、世界中の社会経済活動が活発になれば、木材高騰も一過性のものでなく、ある程度長期間にわたって継続するのではないかと考えているところでございます。県といたしましては、引き続き関係団体等からの情報収集に加えまして、国の新たな大型補正予算などの状況も注視しながら、「ウッドショック」を「ウッドチャンス」に変えるといったことにも、しっかり取り組んでいきたいと考えているところでございます。本日は審議事項として、「宮城南部地域森林計画及び北部地域森林計画の変更」について上程しているほか、情報提供といたしまして、「スマート林業の推進」と「海岸防災林の保育管理等」の取組について御紹介させていただくことになっております。本県の森林・林業が未来にわたり、持続的に成長・発展していけるよう、皆様方からのますますの御支援・御協力をお願いいたしまして、甚だ簡単でございますけれども、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

(3) 出席者紹介等

◇司会【高橋部副参事兼総括課長補佐】

会議に先立ちまして、本日御出席いただいております委員の皆様を、お手元に配付して
おります出席者名簿の順に御紹介させていただきます。

日本ビオトープ管理士会副会長の大山弘子委員です。

元宮城県林業振興協会常任理事の川村正司委員です。川村委員には、森林保全部会の部
会長をお引き受けいただいております。

宮城県町村会副会長、大河原町長の齋清志委員です。

宮城県林業振興協会会長の佐藤久一郎委員です。佐藤委員には、森林保護部会の部会長
をお引き受けいただいております。

東北森林管理局仙台森林管理署署長の清水俊二委員です。

NPO法人宮城県森林インストラクター協会広報部会報委員長の進藤恵美委員です。

東北大学大学院農学研究科名誉教授の清和研二委員です。清和委員には、本審議会の会
長をお引き受けいただいております。

株式会社伝統建築研究所代表取締役の高橋直子委員です。

尚綱学院大学環境構想学科准教授の鳥羽妙委員です。

東北工業大学工学部環境応用化学科教授の丸尾容子委員です。

なお、宮城県森林組合連合会代表理事会長の佐藤正友委員におかれましては、所用のた
め本日欠席されております。

○県職員の紹介 (略)

○日程説明 (略)

○資料確認 (略)

それでは、議事に入りますが、議事の進行につきましては、宮城県森林審議会規程第4
条第1項の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、この後の議事進行
について、清和会長よろしく願いいたします。

(4) 審議事項

◇清和会長

それでは、議長を務めさせていただきます。活発な御意見等をよろしく願いいたします。
では、次第3の審議事項に入らせて頂きます。

令和3年10月21日付けで知事から諮問のありました「宮城南部地域森林計画及び宮城北部
地域森林計画の変更について」であります。この2件は関連がありますので、事務局から一
括して説明願います。

○宮城南部地域森林計画の変更について

○宮城北部地域森林計画の変更について

事務局説明(中村林業振興課長) (略)

◇清和会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、何か御意見や御質

問等ございましたらお願いいたします。

◇佐藤（久）委員

持続的伐採可能量についてですけれども、上限の目安を設定されるのはわかるのですが、36頁（資料1-2「宮城北部地域森林変更計画書（案）」）の表に「再造林率」が10%から100%まで記載されていますが、これはどういったことを意味するものなのでしょうか。

◇中村林業振興課長

主伐上限量の目安の1,059千㎡は、資源量から（35頁の）3の計算式により導かれるものであり、この上限値を伐採する際は、再造林を100%しなければ、持続的に育成単層林を維持ができないという考え方であります。仮に、北部計画区の現状の伐採量に近い数字である318千㎡を伐採した場合、再造林率は30%で進めるという考え方であり、今回は参考値として示させていただいております。市町村森林整備計画には具体的な数値を記載するものではありませんが、それぞれの市町村の資源状況に応じて持続的伐採可能量を算出することは可能ですので、再造林の目安として活用できるものと考えております。

◇川村委員

南部計画も北部計画も同様なのですが、南部計画の10頁（資料1-1「宮城南部地域森林変更計画書（案）」）の第4-1-(3)「土地の形質の変更にあたって留意すべき事項」の後半部分で太陽光発電施設の設置に関する記述が追加になっており、この後段部分で「地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する」とあります。これについて、本県では「太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」を策定して、既に図られているところですが、今回、この文言が追加されたということは、全国森林計画の変更から来ているのかなと思われまます。国においては、この（全国森林）計画変更と連動して、太陽光発電に関する林地開発の指針の変更や追加も検討されているということによろしいでしょうか。

◇佐々木参事兼自然保護課長

今回の変更の背景といたしましては、林野庁から令和元年12月24日付けで「太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について」の通知があり、本県におきましても、令和2年4月1日以降に申請された案件につきまして、本通知に基づき対応しているところでございます。この通知の主な内容といたしましては、変更案として盛り込まれておりますが、林地開発許可申請前に地元住民の理解を得るための住民説明会等を実施しているか確認するといった内容も入っております。その他関係する内容といたしましては、地表がパネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所の雨水流出量の算出に用いる流出係数が示されたことや森林率は概ね25%以上とし、20ha以上の開発の場合は、原則として周辺部に概ね幅30m以上の残置森林又は造成森林を配置すること、そのほかに、景観維持のための配慮が求められる場合には、フレーム等において地域の景観になじむ色彩等にするなど景観に配慮した施工を行うよう指導をするといった内容の通知がなされております。この通知を受けまして、今回、計画の変更として盛り込ませていただいております。なお、委員からお話がありました県の環境生活部で所管しております「宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」が令和2年4月1日から施行されておりますので、当然、これも踏まえた上での計画の変更となっております。

◇清和会長

11頁（資料1-1「宮城南部地域森林変更計画書（案）」）の伐採立木材積で広葉樹の主伐とあるのですが、広葉樹林の伐期はいつが適正なのかがあると思いますが、この伐採量は何を基準に求められているものなのですか。

◇中村林業振興課長

こちらの伐採量については、これまでの実績を踏まえて、計画量を掲載しているところでもあります。

◇清和会長

全国森林計画では、広葉樹の利用の動向や、パルプ・チップ・燃料だけではなく将来の需要を見越した計画性を持った施業案を経たような計画伐採量は提示されていないのですか。

◇中村林業振興課長

今回の全国森林計画の中では、そうした考え方は示されておりません。

◇清和会長

多分、ずっと示されてこなかったし、これからも当面は示されないと思いますが、全国的に色々な都道府県の特に関西や若手材愛好家みたいな人たちの動向を見ていると広葉樹の需要はこれから高まるであろうし、小・中径材も含め、大径材（の需要）が増えていくと思うが、そのころにはもちろん大径材はない。どれだけの計画を持って伐採しながら資源量を増やして将来の需要を喚起していくことは、県個別でできる仕事であるし、国が一律に行っても樹種も違うので、なかなかうまくいかないと思う。そういった全国の取組を見ていると個々の市町村で行ったり、県レベルで少し動いていたりしているところもある。全国森林計画は上意下達のような考え方はあるが、（資源量を増やすことは）何十年もかかるものであるため、県独自に行って頂けたらと思います。

◇中村林業振興課長

広葉樹につきましては、本県としても非常に着目をして、これからも適切に整備していかなければならないという認識であります。本県には豊かな広葉樹資源がありますので、しっかりと管理していくため、御意見を踏まえて検討させて頂きたいと思っております。

◇進藤委員

3頁（資料1-1「宮城南部地域森林変更計画書（案）」）の2-(1)-ロ「人工造林の標準的な方法に関する指針」の中で「低密度植栽」とありますが、人工林の場合、沢山植えて、競争させ、良い木を育てるといったイメージがありますが、低密度植栽を入れたというのは、技術的な考え方があったからでしょうか。

◇大信田森林整備課長

これまで県内の林業では、ha当たりスギで3,000本植えというのが一般的でした。それは先人の経験・技術の中で、3,000本植えから間伐で間引くことにより、良質な柱材等をとっていくという考え方の植栽本数であったと思います。現在、人工林の本格的な利用時期を

迎え、伐採が増えてきている一方で、伐採後の再生林がなかなか実施されないということが大きな問題となっています。再生林が進まない大きな理由は、伐採で得られる収入よりも再生林の費用が大きくなり、森林所有者の手元に収益が残らないということにあります。このことから、森林整備において持続可能な林業を行っていく上で、「森林整備の省力化・低コスト化」が重要であり、その一つの方法として「一貫作業システム」や「低密度植栽」が進められております。低密度植栽は、再生林の費用のうち、非常に大きな割合を占めている最初に植える苗木の経費とその後行われる下刈りの経費を省力化しながら、生産性を上げていこうとするものであります。まだ、始まったばかりのため、成長したときの材質については、はっきりしたところは言えませんが、本県の場合、木材需要の大半を合板向けのものが占めており、これまでのように、3,000本植えて良質な柱材等を目指す林業だけではなく、選択枝の一つとして、低密度植栽によって、労力やコストを抑えながら、合板向けの林業経営を目指すというのは、本県にとっては、非常に合致することもあるのではないかと考えています。

◇清和会長

低密度植栽は、500本/haですか。1,000本/haですか。

◇大信田森林整備課長

現在は、2,000本/haを目指しています。段階的にと言うことで、今年度は、造林を行ったときの補助金については、2,500本/haを目安にした単価で補助をしており、来年度からは、2,000本/haの経費分相当の支援する形にしていきたいと考えています。

◇清和会長

それは、全国的な指針とかはあるのですかね。先行的に北海道で500本/ha、1,000本/haとかやっていましたね。材質試験もやっていて、最近だと広葉樹を混ぜると広葉樹の材質が良くなるということもあるので、補助金体系や国から言われた体系でやるのではなく、県独自で試験的に色々なことをやってみて、データを取って、それを県内の林業者に見せることが大事じゃないのかなと思うのですけど。2,000本/haだけにこだわるのではなくて、500本/haで広葉樹を混交させるなど、色々チャレンジをして頂ければ良いのではないかと思います。

◇大信田森林整備課長

今お話しいただいたような視点も、これから進めていく必要があると思っています。今の時点では、2,000本/haも2,500本/haも県内では普及段階ですので、それが徐々に定着した先には、委員がおっしゃる更なる低密度植栽にもチャレンジしていくようなことになっていくのではないかと考えております。

◇佐藤（久）委員

今までの3,000本植えもそのあとの2,000本植えもいいのですが、実際の山を管理するときには作業道を使って色々な施業をしていきます。ところが、植栽をするときには、満遍なく植えなさいと言われ、作業道上にも植えざる得ないのが現在の補助体系であります。作業道は作業道として永久に残すというのがコスト下げる一番の方法ではないかと考えます。また、下刈りの標準的な回数は6年生ままでとなっていますが、今、県の補助では、3回

分までしか認められないということに変わりつつありますが、6年生までの下刈りは認められないのでしょうか。

◇大信田森林整備課長

委員がおっしゃるとおり、作業道をしっかり将来にわたって使っていくことが、低コスト化につながっていくと思いますが、一部の事業体の中には、伐採時につけた作業道が長期間放置されることにより、雨などで崩れてしまう原因になりかねないので、できれば作業道上に植栽を行いたいという考え方もあるようです。このことについては、国とも連携しながら、技術的な知見を検証していく必要があると思っておりますが、いずれにしても、やり方については、基本的にそれぞれの（事業体の）経営方針に基づくものであると考えています。県としては、できるだけ省力化・低コスト化に向けた施業を推進したいということで、植栽本数や下刈りの回数を決めさせていただいているところですが、機械化が難しかった下刈りにも、新しい林業機械がでてきており、これまでのように植えた幅に合わせて機械を作るのではなく、機械の規格に合わせて植え付け間隔を考えていかなければならないのかなと思っております。下刈りの機械化も含め、取組みは始まったばかりなので、メーカーとも情報交換や意見交換をしながら、現場が今までよりも楽になり、コストを下げられる方法を見つけていければと思っております。なお、下刈り回数については、6年目まで原則3回ということにしておりますが、この6年目まで原則3回は、低密度植栽の一貫作業を前提として考えており、一貫作業をすることで1年目の下刈りがいらなくなるため、実質2年目に1回目、3年目に2回目、4年目はやらずに、5年目を3回目ということで、これまでの国のデータを見ても、今までと同じような効果はあると思っております。ただ、現場によって、蔓が多いなどありますので、事前協議いただければ、4回目以降も支援はさせていただきたいと思っております。ただ、一律に今までどおり、5年目・6年目やるのではなく、現場を見ながら原則は3回でなるべく省力化図っていきましようというのが、県の方針でございます。

◇佐藤（久）委員

省力化はそのとおりでよろしいと思いますが、基本的に（下刈り回数は）1年目は1回、2・3年目は2回、4・5・6年目は1回という、この基準（5頁（資料1-1「宮城南部地域森林変更計画書（案）」））はそのまま残されるということではよろしいのでしょうか。

◇大信田森林整備課長

この部分については、内部でも議論をしまして、今回の変更は注釈を入れるということで整理しております。関係機関・市町村への意見照会の中でも同じような御意見頂いていたと伺っておりますので、次回の変更の際には、県の方針をきちんと反映するような形で整理していきたいと思っております。

◇清和会長

他に御意見ございませんか。

無いようなので審議事項についてお諮りします。審議事項の「宮城南部地域森林計画の変更について」及び宮城北部地域森林計画の変更についてこの2件について、原案の通り適当と認めるという旨の答申をすることにしたいと思っておりますけれども、これに御異議ございませんでしょうか。

〈異議なしの声〉

◇清和会長

審議事項1の「宮城南部地域森林計画の変更について」と審議事項2の「宮城北部地域森林計画の変更について」この2件については、原案の通り適当と認めるとの答申をすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審議事項については終了いたします。

(5) 報告事項

◇清和会長

それでは、続きまして、次第4の報告事項に進みたいと思います。最初に報告事項1「森林保全部会の審議状況について」森林保全部会の川村部会長のほうからご説明をお願いします。

○森林保全部会の審議状況について

川村部会長説明 (略)

◇清和会長

御質問等ございますでしょうか。

◇佐藤(久)委員

事業完了後は森林に復元するよという文言を1番と3番には、つけなかったというのはなぜでしょうか。

◇川村委員

林地開発許可制度上、事業完了後、森林に復元することまでは義務づけられないということになっておりまして、番号1と3につきましては、所有者に対して施設撤去後に緑化して返還するという計画であることから、それにとどめております。

◇清和会長

面積の括弧書きは何を表しているのですか。

◇川村委員

事業区域の中の森林面積が括弧書きで、うち土地の形質の変更を行う面積が下段になります。

◇清和会長

丸森町では水害があつて、大変な思いをしたと思うのですが、先ほどの森林計画の中にもありましたけれども、地域住民との関係性や地域からの要望とかはなかったのでしょうか。

◇佐々木参事兼自然保護課長

丸森町耕野地区につきましては、地元住民からの反対運動もございまして、県等に対しましても要望等も出されていたという経緯がございますが、森林法の許可基準に基づき、審査をした上で許可になっているという認識でございます。なお、丸森町耕野地区につきましては、二つ計画がございまして、今回資料に載っている方は、許可になっておりますが、もう一つの方も申請がされておりましたが、これについては、断念したという案件もございます。

◇清和会長

先ほどの森林計画に書いてあったような指針があるわけですから、県としては、地元住民との合同の正式な会議みたいなものを行ったのですか。

◇佐々木参事兼自然保護課長

先ほど申しあげました林野庁からの通知ですが、令和2年4月1日以降の申請のものが適用となりまして、この案件については令和2年3月18日の申請になってございますので、通知の方は適用されないということになります。ただし、会長のおっしゃるとおり、そういった通知がありましたものですから、それを基にした指導は県の方から行ってございます。事業者からも地元への住民説明会を当然行っているというのは確認してございます。

◇清和会長

反対運動に関して、事業者と反対運動の住民とがやりあうわけですよ。県はどういったスタンスなのでしょう。やっぱり法律とか規則に基づいてなのでしょうけれども、地元の意見を聞けという林野庁の指針があるわけですし。それは県が主導してやれということでしょうから。太陽光だけではなくて自然エネルギーの問題が国有林でも色々問題が出てきていると思うし、大学でもいっぱい出てきました。我々も個別に折衝したり、直接やり合ったりしていたのですけれども、だんだん誰が仲裁するんだみたいなことになってくるわけです。そういったときに行政が立ち会うというのは、非常に重要なことだと思います。これから、色々な問題が出てくると思うので、双方があまり不利益にならないような落とし所を見つけるのを行政がやられた方が良いのではないかなと思います。

◇佐々木参事兼自然保護課長

会長のおっしゃるとおりだと思っております。ただ、なかなか地元説明会に県が立ち入ることは難しいところがありますので、事業者への指導につきましては、令和2年4月1日以降適用された林野庁の通知だけでなく、それ以前のものについても指導しているところでございます。なお、先ほど川村部会長の方からもお話がありました「宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」が令和2年4月1日から適用されておりますが、県の今の動きとしましては、今週の月曜日、県議会環境福祉委員会に報告をさせていただいたところですが、今あるガイドラインをベースにして、新たな条例制定を検討しているという状況でございます。その目的としては「脱炭素社会の実現を図るためには、地域と共生する太陽光発電施設の導入拡大が必要」という認識のもとに、対象施設は今のガイドラインと全く同じの50kW以上の太陽光発電施設を対象としております。条例の主な概要といたしましては、今までのガイドラインは強制力がなかったわけですが、地域住民への事前説明義務化を設けるようにするといった内容で検討を始めております。今の予定ですと令和4年度

中に県議会に条例案を提出するといったような動きがございますので、林地開発を担当します私どもとしましては、条例や国からの通知に基づきまして、指導していきたいと思っております。

◇清和会長

他に御質問ございませんか。

無いようなので次に進めさせていただきたいと思います。

次に、報告事項2「森林保護部会の審議状況について」森林保護部会の佐藤部会長お願いします。

○森林保護部会の審議状況について

佐藤（久）部会長説明（略）

◇清和会長

御質問等ございますでしょうか。

質問が無いようですので、議事を進めさせていただきます。

（6）情報提供

◇清和会長

続きまして、次第5の情報提供1「スマート林業の推進について」、情報提供2「海岸防災林の保育管理等について」二つを続けて、事務局から説明願います。

○スマート林業の推進について

事務局説明（中村林業振興課長）

○海岸防災林の保育管理等について

事務局説明（大信田森林整備課長）（略）

◇清和会長

ありがとうございます。この二つについて御質問等ありますかでしょうか。

◇大山委員

ドローン測量技術の普及推進の中で、面積・距離・樹高・本数等計測しますとなっているのですが、針葉樹・広葉樹といった種別が対応もできるのかどうか。針葉樹だったらマツ・スギ、広葉樹だったら自然林のブナ、二次林のコナラ・ミズナラといったところまでできるのかお伺いしたいです。将来、宮城県土の重要な地域をきちんと保全していくために、客観的なデータに基づいた提示ができるのではないかと考えて質問いたしました。

◇中村林業振興課長

森林の構成としては、大きくって針葉樹と広葉樹がございます。針葉樹のスギ・ヒノキ・マツについては、そもそも樹形が違いますので、十分判別できていると思っております。広葉樹につきましては、まだデータ等の蓄積が十分ではございませんけれども、樹形を利用したり、今後、知見を集積することによって可能となってくると考えております。委員か

らお話があった点については、このような技術は日進月歩進みますので、活用できる技術として十分期待できるものと思っております。

◇佐藤（久）委員

クラウドシステムの導入ということは、とても素晴らしいことでぜひ進めていただきたいのですが、林業をやっている「境界」が一番の問題で、国土調査をやっていれば、それぞれの境界がわかっているはずなので、各市町村にあります固定資産の境界情報を、このシステムの林班・林小班にリンクさせることを、ぜひ早めにして頂きたいと思えます。

◇中村林業振興課長

システムについては、座標により管理しているところであり、国土調査が進んでいるところについては、（国土調査の）座標を森林計画のデータに反映することが可能ですので、現在、航空写真と森林計画のデータを重ね合わせつつ、（国土調査の）座標データも使いながら、森林計画図の精度向上に取り組んでいるところでございます。ただ、筆数がかんりの数でありますので、数年という単位で終わることは難しいと思えますが、優先順位をつけながら、精度向上を図る取組みをできるだけ早急に進めていきたいと思っております。

◇進藤委員

海岸防災林についての要望ですけれども、一般の人たちは、木は植えれば勝手に育つものと思っていて、保育にお金がかかる、人手がかかるといったことは、全く思っていない人が多いという印象を持っています。そういった意識を変える活動や防災林としてしっかりと役目を果たすまで20～30年かかるため、もっと若い世代の幼稚園生や小学生を取り込むような活動を考えて頂ければと思えます。

◇大信田森林整備課長

正にそういった部分が大事であり、特に若い人が関心を持ってもらうということが大事だと思っております。協議会の中で、市町村、関係団体や様々な関係者が一緒になって取り組み始めているところですので、協議会活動の中で、その辺もしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

◇川村委員

同じく海岸防災についてですが、海岸林は御承知のとおり、海からの潮害・風害から後背の民家・農地を守っており、津波が発生したときは、内陸からの漂流物を抑えるという役割があると思えますが、その役割を果たすためには、枯損している場合は別ですけども、立木本数が多い方がその効果が高いのではないかという考えもあると思えます。今の計画を見ますと、本数調整伐によってかなり本数を減らして管理していくようですが、これは試験研究の成果や優良事例があって、このような計画になっているのでしょうか。

◇大信田森林整備課長

海岸防災林の保育管理につきましては、国で検討委員会を開催しておりまして、その検討委員会の中で、海岸防災林の密度管理について「疎」「密」「過密」という3パターンでシミュレーションを行っております。そのシミュレーションの中で、津波への減衰効果や津波の浸水高といった津波軽減効果が「疎」のパターンが一番有効だという結果であり、

その「疎」というのが、形状比で言いますと「60」ということで、それに基づいているところがございます。また、津波の低減については、（林内が）鬱閉している状態がやはり効果が高いので、枯れ上がるのを防ぐためにも、早め早めの本数調整伐を心がけて、後でまとめて実施するのではなく、できれば前倒して実施すると同時に、その時点で、現場がまだ鬱閉していないということであれば、鬱閉するまで実施は見合わせるということであり、ここでは、一つの目安として方針を決めておりますが、具体的に実施する場合には、その林内の状況を確認しながら、実施していくということになります。

◇清和会長

2～3週間前に東北地区の森林科学会がありまして、そこで海岸防災林のシンポジウムの座長をしましたが、県のドローンを使った発表と、このグリーンコーストプロジェクトの発表は極めて秀逸で、非常に優れた発表だなと思い聞いていました。そこで、森林総合研究所のマツノザイセンチュウの専門家の方が、そろそろマツノザイセンチュウが出るだろうということ、防除の体制を整えた方がいいではないかということ、その兆候を捕らえないと結構やられてしまうとのことをおっしゃっていました。やはり、単純林をつくって、外来種のマツノザイセンチュウが、ずっと蔓延っている状況で、虫は密度依存的に攻撃を仕掛けるわけであり、ずっと居続けるわけですから、千年の森をつくるというキャッチフレーズで海岸防災林をつくらうとしている場合に、マツ一色では危険じゃないかということ、海岸林の学会や大学、森林総合研究所の中でも一部の人が言っております。絶えずずっと葉を千年撒き続けるのかということになるわけで、私も色々な人と内陸部で（森林が）残っているところを調査しましたが、サクラやケヤキなどが残っているところもあって、密度はそれほど高くないけれども根が張っていました。防潮効果など色々考えたら、やはり沿岸の汀線に近いところは、マツしか生き残れないだろうというのはあると思うのですが、内陸部にかけては、マツの密度を減らすなどといった考えを提示している人はいっぱいいます。ですから、必ずしも一つの方法論だけではなく、色々な方法論を試したらいいのかなと私は思っていて、国からの指示で一斉に同じことを全部やるという林業というのは、そろそろやめた方がいいではないかなと個人的に思っています。儲かる林業とかやっている人は、そういうことに逆らってやっているような方がいますし、県も優秀な若い技術者がいっぱいいるわけですから、ちゃんと機会を与えてやって頂けたらと思います。将来、津波がいつ来るのかわからないし、千年後来るかもわからないというところまで維持する海岸林ですので、もっと色々な意見を聞いて、色々なことを取り入れながら試していく、そして、試した中でいいやつを選んでいくという超長期的な林業・防災林づくりをやっているのもいいのではないかなと思います。

◇大山委員

今の御発言に関連してですけれども、5年以上前に日本側の海岸林を調査したことがありまして、マツは、松くい虫などで枯れたりしているのですが、アキグミ等の広葉樹になるとしっかり根付いていて、海岸林としての役目を果たしていました。やはり、マツ一辺倒というのは、とても危険だなとつくづく思いました。それから、飛砂防止についてですが、低木林に接して、より海側の草本植生・海浜植生がきちんと発達していると、そこで砂の勢いが弱められてから低木に移行するので、低木林の前段階の草本植生もきちんと発達していることが大事ではないかなと思います。

◇大信田森林整備課長

海岸防災林の復旧にあたっては、国や県でも検討委員会を開きながら、導入植生の樹種を検討した経緯がございます。広葉樹の導入も部分的に試している箇所もありますが、やはり初期の段階では、クロマツでないとなかなか難しいというのが、実際に植栽をし、10年経って感じたことでもあります。ただ、これからクロマツが育ち、安定してくれば、その背後に今おっしゃった広葉樹の導入であったり、前浜への海浜植物の導入などの可能性はどんどん広がっていくと思いますので、委員の皆様のお意見等も頂きながら検討していきたいと思っております。

◇清和会長

その他に御質問はありませんか。

無いようなので、以上をもちまして、本日の森林審議会の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

(7) その他

◇司会【高橋部副参事兼総括課長補佐】

清和会長、ありがとうございました。最後に「その他」でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、事務局から今後の審議会の開催予定等について御連絡いたします。

◇事務局【三塚技術補佐（企画推進班長）】

事務局より、今後の審議会の開催予定等についてお知らせいたします。来年1月末に委員の改選の時期を迎えます。委員の改選に伴いまして、2月以降に森林審議会を開催し、委嘱状の交付及び所属部会の決定を行いたいと考えております。具体的な日程等については、各委員の皆様と調整させていただきますので、よろしく願いいたします。なお、部会につきましては、今のところ年度内の開催予定はございません。

(8) 閉会

◇司会【高橋部副参事兼総括課長補佐】

この件につきまして、御質問はございますでしょうか。

それでは以上をもちまして、本日の宮城県森林審議会の終了させていただきます。ありがとうございました。